【判事事項の要旨】

市議会の各会派が交付を受けた政務調査費の選挙直前の月の支出のうち、選挙 の実施されない年の支出額の24分の1(4.2パーセント)程度を超える部分が目的外の選挙活動費用に使用された疑いがあるなどとして、市長に各会派に対し返還を求めさせるなどの措置を求めた住民監査請求について、「対象の特定」(狭義)及び「違法事由の特定」(広義の「対象の特定」)に欠けるところはな いとされた事例

文

原判決を取り消す

本件を仙台地方裁判所に差し戻す。 事実及び理由

第 1 控訴の趣旨

主文同旨 事案の概要

本件の事案の概要は、次のとおり訂正するほかは、原判決の「事実及び理由

欄の「第2 事案の概要」と同一であるので、これを引用する。 原判決2頁2行目の「請求することを求めた事案である。」を次のとおり 改める。

「請求することを求めたが、原審が、本訴に先行する住民監査請求は請求の 対象の特定を欠き不適法であり、適法な監査請求を経ていないから訴訟要件 を欠くとして本訴を却下したため、控訴人がこれを不服として控訴した事案 である。

原判決3頁5行目の次に、行を変えて次のとおり加える。 「また、政務調査費の交付を受けた会派が解散した場合は、当該会派の代表者であった者は、当該解散した日の属する年度において交付を受けた政務 調査費の総額(条例4条2項の適用がある場合には、同項により返還させる額を控除して得た額)からその年度において必要経費として支出した額を控除して得た額に残余があるときには、当該解散した日の属する月の翌月の末 日までに当該残余の額に相当する額を市長に返還しなければならず、議員の 任期が満了した場合又は議会の解散があった場合も、同様である(条例10 条 2 項)

原判決5頁4行目の次に,行を変えて次のとおり加える。 「 なお,条例10条2項,9条4項及び3条によれば,本件政務調査費に つき,その収支状況報告書を議長に提出すべき時期及び必要経費を控除して 得た額に残余がある場合に当該残余の額に相当する額を市長に返還すべき時 期は、 平成15年5月末日である。 (争いなし)

原判決6頁18行目から22行目までを次のとおり改める。

「控訴人は、平成15年8月25日、市監査委員に対し、本件政務調査費について、本訴と同旨の主張をし(後記3(2)(原告の主張)参照。ただし、 本件政務調查費 監査請求では、補助参加人らに交付された本件政務調査費の違法又は不当な 支出について被控訴人に返還を求める具体的な金額を主張していないが、本 訴と同様に補助参加人らにおける平成15年4月の政務調査費の支出は原則として選挙の実施されない年の支出額の24分の1(4.2パーセント)程 度であってしかるべきであるとして、これを前提に補助参加人毎に違法又は不当な支出の疑いのある事項を指摘して主張している。)、選挙がなかった平成14年度の支出状況との比較検討をした資料を提出して、法242条1項の監査請求(以下「本件監査請求」という。)をしたが、市監査委員は、請求の対象の特定となれて不過法であるとして、同年9月19日付けでこれ を却下した。(本件監査請求における控訴人の主張及び提出資料につき甲8 , 却下理由につき甲9, その余は争いなし)」

当裁判所の判断

当裁判所は、控訴人がした本件監査請求は請求の対象の特定に欠けるとこ これを欠くことを前提に適法な住民監査請求を経ていないとして 本訴を却下した原判決は相当でないから、これを取り消し、本件を原審に差し戻すのが相当であると判断する。その理由は以下のとおりである。 すなわち、法242条1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方

公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委 満入は思る事実があるというなどでは、これりを配する音曲を添え、温度安 員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる 旨規定しているところ、上記規定は、住民に対し、当該普通地方公共団体の 執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実(以 下、財務会計上の行為又は怠る事実を「当該行為等」という。)に限って、 分の1以上の者の連署をもって,監査委員に対し,当該普通地方公共団体の

事務等の執行に関し監査の請求をすることができる旨規定している(75条)ことと対比してみても、また、住民監査請求が、具体的な違法行為等といてその防止、是正を請求する制度である住民訴訟の前置手続としれている。日本できる当該行為等をも対象とすることができるもれている。日本では、規定している。当該行為等をも対象となる当該行為等をして住民訴訟との間にもするといるといるという。ことができると解するのが、法の趣旨に沿ったといわなければなら等に、法242条1項が、監査請求は、見定して当該行為等がは、に、法242条1項が、監査請求は、見定して当該のよりに、法242条1項が、監査請求は、見定して当該のは、自民監査を除き、これをすることができないと規定しているのは、住民監査の対象となる当該行為等が具体的に特定されることを前提としているものである。

(以上につき、最高裁平成2年6月5日第3小法廷判決・民集44巻4号719頁、最高裁平成16年11月25日第1小法廷判決・民集58巻8号2297頁、最高裁平成16年12月7日第3小法廷判決・裁判集民事215号871頁参照)

- 4 もっとも、上記2のような探索的な住民監査請求までは想定していない法の趣旨に照らせば、控訴人としては、監査請求に際し、上記のとおり「怠る事実」を主張し、また、例えば、補助参加人Aの本訴についていえば、単に「補助参加人Aに対する平成15年度政務調査費のうち381万3363円の返還請求をしない事実」と特定する(狭義の「対象の特定」)だけでは足りず、その「怠る事実」に係る違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて、講示をする必要があると解すべきである(「違法事由の特定」、換言すれば、広義の「対象の特定」)が、前記第2の2(6)のとおり、控訴人は、本件監査請求に際し、本件政務調査費のうち上記の意味で特定された費用された直請求に際し、本件政務調査費的外である選挙活動費用として使用された旨法に基づく条例等の定める目的外である選挙活動費用として使用された目状に基づく条例等の定めるとともに、これを証するため、選挙がなかった平成14年度の大はによるの比較検討をした資料を提出しているのであるから、控訴人がした本件監査請求は「違法事由の特定」(広義の「対象の特定」)においても欠ける
- 5 以上によれば、控訴人がした本件監査請求は適法であり、これを不適法であることを理由に本訴を却下した原判決は取消しを免れない。よって、本件控訴に基づき、以上と異なる原判決を取り消した上、本件を原審に差し戻すこととし、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第3民事部

 裁判長裁判官
 佐
 藤
 康

 裁判官
 浦
 木
 厚
 利

 裁判官
 畑
 一
 郎